

快適トイレ実施要領（平成 29 年 6 月 20 日付け技管－268）の一部を次のとおり改正する。
新旧対照表

新	旧
快適トイレ実施要領 (平成 2 9 年 6 月 2 0 技管－ 2 6 8) (目的) 第 1 条 略 (定義) 第 2 条 略 (対象工事) 第 3 条 略 (快適トイレに要する費用) 第 4 条 快適トイレに要する費用は、<u>(削除)</u> 共通仮設費（営繕費）に積上げ計上するものとする。 2 ～ 3 略 4 前項 2 の上限を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象とすることができる。 5 略 (留意事項) 第 5 条 略 附 則 この要領は、平成 2 9 年 6 月 2 0 日から適用する。 附 則（令和 2 年 3 月 1 3 日技管－ 7 4 3 一部改正） この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。 附 則（令和 2 年 5 月 1 5 日技管－ 1 0 2 一部改正） 1 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。 2 快適トイレに要する費用に係る規定は、従前の費用計上として条件明示し契約した工事であっても、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行い、令和 2 年 6 月 1 日以降に変更契約を行う工事については、改正後の規定を適用する。 附 則（令和 3 年 9 月 1 0 日技管－ 3 5 1 一部改正） この要領は、令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する。	快適トイレ実施要領 (平成 2 9 年 6 月 2 0 技管－ 2 6 8) (目的) 第 1 条 略 (定義) 第 2 条 略 (対象工事) 第 3 条 略 (快適トイレに要する費用) 第 4 条 快適トイレに要する費用は、<u>設計変更の対象とし、</u>共通仮設費（営繕費）に積上げ計上するものとする。 2 ～ 5 略 4 前項 2 の上限を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象とする_____。 5 略 (留意事項) 第 5 条 略 附 則 この要領は、平成 2 9 年 6 月 2 0 日から適用する。 附 則（令和 2 年 3 月 1 3 日技管－ 7 4 3 一部改正） この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。 附 則（令和 2 年 5 月 1 5 日技管－ 1 0 2 一部改正） 1 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。 2 快適トイレに要する費用に係る規定は、従前の費用計上として条件明示し契約した工事であっても、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行い、令和 2 年 6 月 1 日以降に変更契約を行う工事については、改正後の規定を適用する。 <u>(追加)</u> _____

別紙ー 1 快適トイレの標準仕様

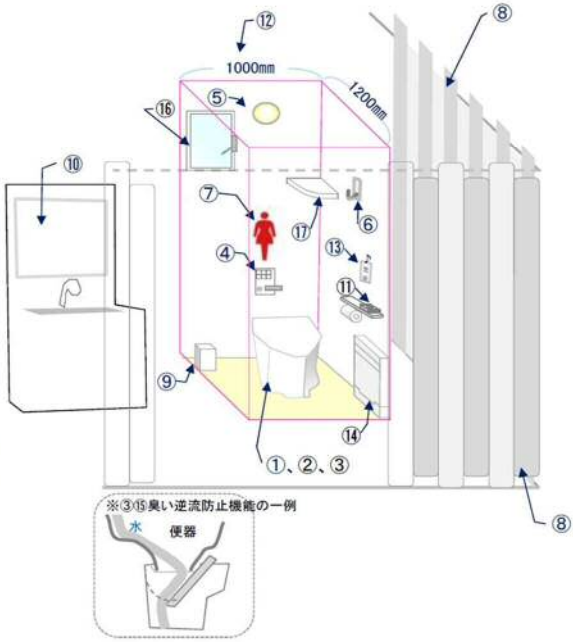
建設現場の快適トイレ	機能	※ 1 及び 2 の項目は、必ず備えるものとする	1. 快適トイレに求める機能 ①洋式便座 ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ③臭い逆流防止機能 ④容易に開かない施錠機能 ⑤照明設備 ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg以上とする）
	付属品		2. 付属品として備えるもの ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置） ⑩鏡と手洗器 ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品		※ 3 の項目は、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。	3. 推奨する仕様、付属品 ⑫室内寸法900×900mm以上（面積ではない） ⑬擬音装置（機能を含む） ⑭着替え台 ⑮臭気対策機能の多重化 ⑯室内温度の調整が可能な設備 ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの標準仕様イメージ

1. 快適トイレに求める機能
①洋式便器
②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの
⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品
⑫便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
⑬擬音装置(機能を含む)
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)



出典：国土交通省『～建設現場の環境をより快適に～ 「快適トイレ」 の仕様を満たす工夫事例集』, 令和2年3月、P2

別紙ー 2 快適トイレのタイプ

タイプ	① ハウス型	室内空間が比較的広く、洗面台等が室内に完備されたタイプ	 
	② 車載型	軽トラック等に積載した状態で使用可能で、現道工事等に適したタイプ。	  
	③ ボックス型（ユニット型）	簡易トイレとして一般的なタイプで、敷地に余裕がない現場等に適したタイプ。	 

別紙－３ 積算方法

○ 農林水産部及び建設部所管工事（災害復旧事業及び営繕工事は除く）であり、一般土木で予定価格４千万円以上（舗装は２千万円以上）の工事については、設計当初から原則費用計上すること。

○ 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※１を計上するものとし、男女別で１基ずつ設置した場合は、計２基まで共通仮設費（営繕費）に積上げて費用計上する（102,000 円／２ 基・月が上限）。

※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から、共通仮設費（率分）に含まれている10,000円／基・月（従来品）を除いた額とする。

また、上限を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象とすることができる（営繕工事は除く）。

※２：設計当初は、51,000円／基・月を共通仮設費（営繕費）に積上げて費用計上する。

※３：監督職員は、実施要領第２条第１項（１）、（２）の内容が確認できる資料及び支出実態のわかる資料を受注者に求め、受発注者協議により設計変更の対象とする。なお、当初計上の場合において、受発注者協議により設置が困難な場合は、設計変更にて費用を0円／基・月とする。

○ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、１ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。

＜具体的な計上方法例＞

①実際に導入した快適トイレ費用70,000 円／基・月の場合（積算上の差額60,000 円）
積算で計上する費用： 51,000 円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用40,000 円／基・月の場合（積算上の差額30,000 円）
積算で計上する費用： 30,000 円／基・月

③実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス100,000 円／基・月の場合（積算上の差額90,000 円）
積算で計上する費用： 90,000 円／基・月

④実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス200,000 円／基・月の場合（積算上の差額190,000 円）
積算で計上する費用： 102,000 円／基・月

別紙－３ 積算方法

（追加）

○ 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※１を計上するものとし、男女別で１基ずつ設置した場合は、計２基まで共通仮設費（営繕費）に積上げて費用計上する（102,000 円／２ 基・月が上限）。

※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から、共通仮設費（率分）に含まれている10,000円／基・月（従来品）を除いた額とする。

また、上限を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象とする

※２：監督職員は、実施要領第２条第１項（１）、（２）の内容が確認できる資料及び支出実態のわかる資料を受注者に求め、受発注者協議により設計変更の対象とする。

○ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、１ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。

＜具体的な計上方法例＞

①実際に導入した快適トイレ費用70,000 円／基・月の場合（積算上の差額60,000 円）
積算で計上する費用： 51,000 円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用40,000 円／基・月の場合（積算上の差額30,000 円）
積算で計上する費用： 30,000 円／基・月

③実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス100,000 円／基・月の場合（積算上の差額90,000 円）
積算で計上する費用： 90,000 円／基・月

④実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス200,000 円／基・月の場合（積算上の差額190,000 円）
積算で計上する費用： 102,000 円／基・月

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他			
(2)その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない	・条件なし
	●	ある	・その他の条件は、次のとおりとする。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとする。 <u>(当初未計上の場合)</u> (1)設置に要する費用は、当初は計上していない。 <u>(当初計上の場合)</u> (1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に51,000円/基・月を○基・月分計上している。 <u>(当初未計上、当初計上 共通事項)</u> (2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基つつ 2 基/工事までとする。 ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各 1 台ずつ計 2 台までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他			
(2)その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない	・条件なし
	●	ある	・その他の条件は、次のとおりとする。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとする。 <u>(追加)</u> (1)設置に要する費用は、当初は計上していない。 (2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節53「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基つつ 2 基/工事までとする。 ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各 1 台ずつ計 2 台までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。